

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の年俸制給与支給細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の年俸制給与支給細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の年俸制給与支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月23日 17経教細則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程（以下「特例規程」という。）第4条の規定に基づき、<u>年俸制給与</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(年俸の決定)</p> <p>第3条 <u>年俸の額は、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。</u></p> <p><u>2</u> 学長は、年俸を決定した場合は、年俸通知書を交付しなければならない。</p> <p>(支払方法等)</p> <p>第4条 <u>年俸制給与</u>は、4月1日から3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第5条～第9条 省略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の給与支給細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月23日 17経教細則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程（以下「特例規程」という。）第4条の規定に基づき、<u>国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の給与</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(年俸の決定)</p> <p>第3条 <u>教育職員の給与は、年俸とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>年俸の額は、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。</u></p> <p><u>3</u> 学長は、年俸を決定した場合は、年俸通知書を交付しなければならない。</p> <p>(支払方法等)</p> <p>第4条 <u>年俸</u>は、4月1日から3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。</p> <p>2～3 省略（現行どおり）</p> <p>第5条～第9条 省略（現行どおり）</p>	

<p>(雑則) 第10条 この細則に定めるもののほか、<u>年俸制給与の支給</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 省略</p>	<p>(雑則) 第10条 この細則に定めるもののほか、<u>教育職員の給与の支給</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 省略 (現行どおり)</p>	
--	--	--

附 則 (23細則第7号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。